

# 教 育 公 報

## 三重県教育委員会

### 目 次

お知らせ	公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与室	2頁
	公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 .....	福利・給与室	2頁
	平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止する規則 .....	福利・給与室	2頁

### お 知 ら せ

平成16年12月20日付けで三重県公報号外により公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規  
則 三重県人事委員会規則 第4号、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 三重  
県教育委員会規則 第5号、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 三重県人  
事委員会規則 第6号及び平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止す  
る規則 三重県人事委員会規則 第7号が、次のように公布されました。  
三重県教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）  
の規定に基づき、公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則 第四号  
三重県教育委員会規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改  
正する。  
三重県教育委員会規則

第五条第一項第四号中「第二十五条の二」を「第二十五条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第五号

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第四号）の一部を次の

ように改正する。

第十六条を削り、第十六条の二第二項中「第二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同条第二項中「第二十五条の二第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同条を第十六条とする。

第十六条の三第二項中「第二十五条の三第三項」を「第二十五条の二第三項」に、「第二十五条の二」を「第二十五条」に改め、同条第二項中「第二十五条の三第三項」を「第二十五条の二第三項」に改め、同条第三項中「第二十五条の三第二項」を「第二十五条の二第二項」に改め、同条第四項中「第二十五条の三第三項」を「第二十五条の二第三項」に改め、同条を第十六条の二とする。

第十八条中「教職調整額及び寒冷地手当」を「及び教職調整額」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第六号

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和三十年<sup>三重県人事委員会規則</sup>第十号）の一部を次の

ように改正する。

第一条中「第二十五条の四」を「第二十五条の三」に改める。

第二条中「第二十五条の四第三項」を「第二十五条の三第三項」に改める。

第三条第一号及び第二号中「第二十五条の四第一項」を「第二十五条の三第一項」に改め、同条第四号中「第二十五条の二」を「第二十五条」に、「第二十五条の三第一項」を「第二十五条の二第一項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止する規則をここに公布します。

平成十六年十二月二十日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋  
三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県人事委員会規則  
三重県教育委員会規則 第七号

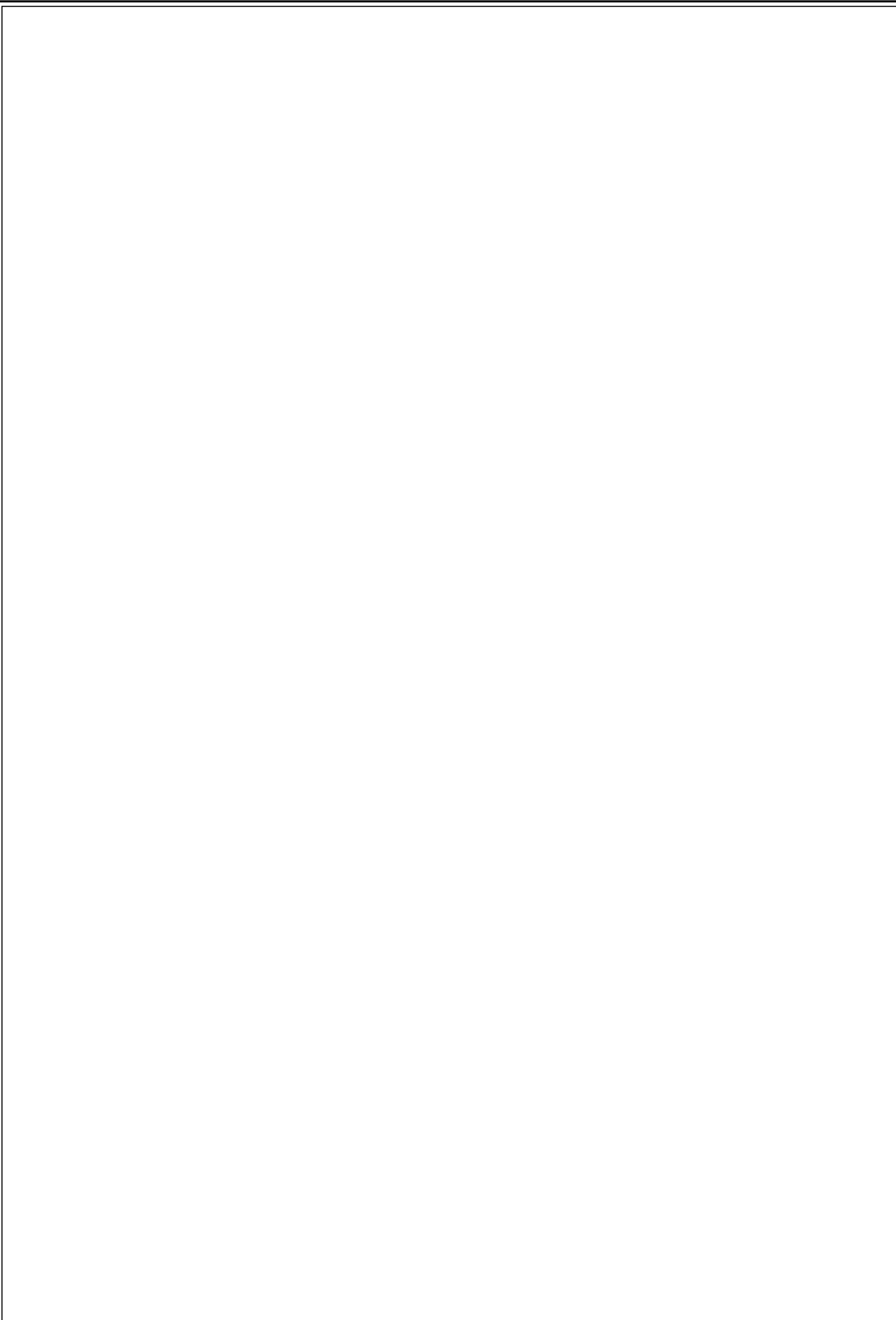
平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則を廃止する規則


平成十五年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則（平成十五年  
三重県人事委員会  
三重県教育委員会

規則  
規則第三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



 発行  
津市広明町13番地  
三重県教育委員会

印刷  
有限会社第一プリント社